

議案第 86 号

世田谷区立図書館の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立図書館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立図書館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立経堂図書館	下馬・経堂TRC & 小田急BSグループ	東京都文京区大塚三丁目1番1号	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで
世田谷区立下馬図書館	下馬・経堂TRC & 小田急BSグループ	東京都文京区大塚三丁目1番1号	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで
世田谷区立尾山台図書館	株式会社図書館流通センター	東京都文京区大塚三丁目1番1号	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで
世田谷区立鎌田図書館	ナカバヤシ株式会社	大阪府大阪市中央区北浜東1番20号	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで
世田谷区立烏山図書館	株式会社ヴィアックス	東京都中野区弥生町二丁目8番15号	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで